

入札監理小委員会
第455回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第455回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年5月19日(金)13:56～16:01

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

○事業統計及びグループウェアシステム運用・保守業務((独)労働者健康安全機構)

2. 事業評価(案)の審議

○経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務(経済産業省)

○東京国際空港場周警備設備等保守業務(国土交通省)

○東京国際空港海上制限区域警備業務(国土交通省)

3. その他

<出席者>

(委員)

石堂主査、井熊副主査、梅木副主査、若林専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

((独)労働者健康安全機構)

経営企画室 情報企画課 森山課長、藤井班長

経営企画室 石井情報技術専門員

(経済産業省)

大臣官房 情報システム厚生課 笠間課長補佐、横山課長補佐

(国土交通省)

航空局 航空ネットワーク部 空港技術課

坂課長、友成空港保安防災企画官、赤星専門官、小谷専門官、

手塚空港保安対策係長

(事務局)

栗原参事官、清水谷企画官

○石堂主査 それでは、ただいまから第455回入札監理小委員会を開催します。

本日は、独立行政法人労働者健康安全機構の「事業統計及びグループウェアシステム運用・保守業務」の実施要項（案）、2番目に経済産業省の「経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務」の事業評価（案）、3番目に国土交通省の「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の事業評価（案）、4番目に国土交通省の「東京国際空港海上制限区域警備業務」の事業評価（案）の審議を行います。

最初に、独立行政法人労働者健康安全機構の「事業統計及びグループウェアシステム運用・保守業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

最初に実施要項（案）について、独立行政法人労働者健康安全機構経営企画室情報企画課、森山課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○森山課長 労働者健康安全機構経営企画室情報企画課長の森山でございます。本日はよろしくお願いいたします。

こちらが当室の情報企画班長、藤井でございます。

こちらが情報技術専門員、石井でございます。

○石井情報技術専門員 石井です。よろしくお願いいたします。

○森山課長 では、よろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ、当機構の事業統計システムの運用・保守業務、グループウェアシステムの運用・保守業務の市場化テスト実施に係る委員会でのご審議の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、本件調達の背景でございますが、平成27年7月10日閣議決定されました公共サービス改革基本方針の別表で、民間競争入札の対象として選定された案件でありまして、当機構では現行システムのメーカーサポートの終了や、平成28年4月の法人統合等によりまして、平成30年4月から稼働します基幹業務システムである財務会計・管財システム、人事給与システム、事業統計システム及びグループウェアシステム並びにこれらに係るハードウェアシステムの構築が必要となりましたことが調達の背景でございます。

それでは、資料に基づきましてご説明をさせていただきます。初めに参考資料によりまして、事業統計システム運用・保守業務の調達案件の概要をご説明させていただきます。参考資料の事業統計システム運用・保守業務をごらんください。ポンチ絵が描かれております資料になります。

本案件は、上段左の履行場所や右側のイメージ図にもございますように、機構本部、労災病院等全国34カ所、治療就労両立支援センター全国9カ所の44カ所を接続し、労災病院等、治療就労両立支援センターで得られました医事業務にかかわる情報を本部で収集・分析しております事業統計システムというものがございますが、この運用・保守を行うといった右側の赤い点線で囲っております対象範囲が、今回の調達の対象となる案件でございます。

実施要項（案）を作成するに当たりまして、競争性を担保しつつ留意した改善点としましては、2点ございます。

1点目は、参入促進のための期間確保としまして、質問受け付け期間を通常5日間としておりますところ、10日間といたしました。また、引き継ぎにつきましても通常は1カ月程度のところ、2カ月確保し、引き継ぎに係るリスクを回避・低減するための対策を行いました。

2点目は、資格要件の緩和を行いました。過去の調達におきましては、情報処理技術者試験の応用情報技術者、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト等のいずれかの資格保有を求めておりましたが、これらの要件を削除いたしました。

主な請負業務の内容は、稼働状況やデータベースの状況を監視します運転管理・監視、操作や業務運用上の質問に対する対応や誤作動・ふぐあい・障害の分析を行う業務運用支援、プログラムの改修や障害復旧対応等の保守作業となります。

続きまして、グループウェアシステムの運用・保守業務の調達案件の概要をご説明させていただきます。もう一つございます参考資料、こちらも同じポンチ絵の資料をごらんいただけますでしょうか。

本案件は、機構本部、労災病院等全国34カ所、治療就労両立支援センター全国9カ所、労災看護専門学校全国9カ所、その他関係施設を含みます計106カ所を接続しまして、グループウェアシステムにより、グループウェアによるスケジュール、掲示板、在籍確認等や、データ収集・集計、及びメール業務を行っておりますが、この運用・保守を行うといった右側の赤い点線で囲った対象範囲が今回の調達対象となる案件でございます。

実施要項（案）を作成するに当たり留意した点としましては、先ほどご説明いたしました事業統計システムの運用・保守業務と同様でございますが、資格要件のところでは情報技術者試験の応用情報技術者、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト等の高度な資格を削除いたしますかわりに、今回使用しますパッケージソフトがサイ

ボウズ社のソフトとなりますので、3行目の後半に、サイボウズ社認定のシステムコーディネータ資格を保有することというのを要件とさせていただきました。

主な請負業務の内容は、保守作業のプログラム改修を除き、ほかは先ほどの事業統計システムの運用・保守と同様でございますので、割愛させていただきます。

今回の調達2案件につきましては、システムの運用保守業務でございます、基本的なところは同じ内容になりますので、事業統計システムの運用・保守業務の資料に沿ってご説明させていただきます、相違している点につきましてはグループウェアシステムの資料でご説明をさせていただきますので、お手元の資料の事業統計システム運用保守実施要項(案)の資料でご説明いたします。

なお、お手元の資料に沿ってご説明申し上げます際に、ページ数を申し上げますが、実施要項(案)の右下に記載しております124分の1ページとなっておりますところの1ページの数で申し上げますので、よろしく申し上げます。

それでは、事業統計システムの資料5ページを最初にお願いいたします。

1の趣旨につきましては記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

2.1、本業務の概要の中で、6ページに記載しております2.1.4の請負業務引き継ぎにつきまして、ご説明申し上げます。

(1)②でございますが、本業務を新たに実施することとなった請負者は、本業務の開始日までに、業務内容を明らかにした書類等により現行請負者及び当機構から引き継ぎを行うこととしております。なお、その際の事務引き継ぎに必要となる経費につきましては、現行請負者または当機構が負担することとし、記載しております。

また、(2)では、今回の請負業務の期間満了の際、次回の請負者に対する引き継ぎ事項のことを記載しております、当機構が間に入り引き継ぎを行うこと、これらに係る事務引き継ぎにかかる経費につきましては、②に記載のとおり、今回の調達に含めることとしております。

7ページに記載の2.2、確保されるべき本業務の質でございますが、2.2.1、業務内容、2.2.2、稼働率、2.2.3、目標保証型サービスレベル、2.2.4、ユーザー利用満足度調査、2.2.5、創意工夫の発揮可能性の5点を挙げさせていただいております。

2.2.1、業務内容でございますが、今般の調達仕様書及び要件定義書の示す業務を適切に実施していただくことを記載しております。

2.2.2の稼働率につきましては、通常業務時間内における本システムの稼働率は99.

9%以上を達成することとし、その稼働率にはインターネット回線と利用者間の回線稼働率を含まないことを記載させていただいております。

2.2.3、目標保証型サービスレベルにつきましては、オペレーションミスによる障害件数はゼロ件、問い合わせ一次回答時間は24時間以内、障害通知時間は30分以内、セキュリティインシデント通知時間は30分以内、品質向上等に係る自発的な提案をすることとしております。なお、これらのSLAは請負者と協議の上、契約時に締結することとしております。

2.2.4、ユーザー利用満足度調査につきましては、業務開始後、年に1回の割合で職員に対しアンケート調査を実施し、結果を報告することとしております。なお、基準スコアを下回った場合、業務内容の見直し、体制の検討を行うこととしております。

2.2.5、創意工夫の発揮可能性につきましては、8ページでございますが、これは質の向上を図る観点から、請負者から創意工夫を本業務に反映することとしております。

確保されるべき本業務の質につきましては、以上でございます。

続きまして、9ページ、3.実施期間に関する事項でございますが、業務請負の契約期間は、契約締結日から平成35年3月31日までとしております。本調達に関するスケジュールは、図3-1、全体作業スケジュールの⑤、事業統計システムの運用・保守業務になります。なお、グループウェアシステムの運用・保守業務につきましても⑥に記載しております。

続きまして、10ページ、4.入札参加資格に関する事項でございます。(1)から11ページの(14)まで、要件を記載しております。その中で、(9)に共同提案を構成する場合の条件を記載させていただき、複数の事業者による参加が可能である旨、記載させていただいております。また、ある程度の専門的知見が必要と考えますので、(10)以降に前回の仕様からは要件を緩和させていただき、その旨記載させていただいております。その中で、事業統計システムとグループウェアシステムで異なる要件をお伝えいたします。

事業統計システムの運用・保守では、事業統計に係る業務や制度を理解していることが必要であるため、資料11ページの(12)、(13)の④、(14)の②に10カ所以上の経験を要件として記載させていただき、グループウェアシステムの運用・保守では、グループウェア資料の11ページになりますが、そちらの(13)の①のところに、サイボウズ社認定のシステムコーディネータ資格を有することということで要件を記載させていただいております。

資料を事業統計システムのほうにまた戻っていただきまして、11ページ、5.入札に参加する者の募集に関する事項につきましては、手続上の要件でございまして、記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきたいと思っております。

続きまして、14ページ、6.業務の請負を実施する者を決定するための評価の基準その他の本業務を実施する者の決定に関する事項でございますが、6.1、評価方法につきましては、総合評価落札方式によるものとし、価格点に技術点を加えて得た数値をもって行うこととしており、価格点と技術点の配分は1対1としております。

6.3、総合評価点にありますように、(1)価格点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に、入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とし、(2)技術点は、提案内容評価点に機能要件評価点を加えて得た値とし、提案内容評価点につきましては、各委員の採点結果について、最上位点数と最下位点数を省き、その平均値を算出しております。なお、評価基準と配点につきましては、15ページに記載のとおりとなります。

6.4、落札者の決定につきましては、6.4.1(1)に記載してございましており、調達仕様書及び要件定義書に示す全ての要求要件を満たし、入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、総合評価落札方法によって得られた数値が最も高い者を落札者とする事となっております。

以上が決定に関する事項のところでございます。

続きまして、17ページ、7.事業統計システムの運用・保守業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項でございます。

7.1、開示いたします情報の詳細につきましては、27ページから32ページの別紙1、従来の実施状況に関する情報の開示に記載してございまして、詳しい説明は割愛させていただきます。

なお、7.2にございます資料の閲覧につきましては、入札説明会の翌日から実施することとしております。

8.業務の請負者に使用させることができる当機構の施設・設備等に関する事項でございますが、業務に必要な設備・施設の使用につきましては、請負者と当機構で協議をいたしまして、無償で使用していただくこととしております。

18ページ、9.業務請負者が当機構に対して報告すべき事項、機密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために本業務請負者が講じ

るべき措置に関する事項につきましては、18ページから23ページまで記載しておりますが、特に19ページに記載しております9.2、機密を適正に取り扱うための措置の中の9.2.1(4)に、情報セキュリティーに関する事項を記載させていただいております。

24ページの10.業務請負者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により本業務請負者が負うべき責任に関する事項は記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

24ページ、11.事業統計システムの運用・保守業務に係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項でございます。

11.1、本業務の実施状況に関する調査時期は、平成33年5月を予定しております。調査項目と実施方法につきましては、11.2に記載しております(1)本業務の内容、(2)本業務の回答率、(3)障害連絡時間、(4)作業遅延の件数を報告書より調査いたしまして、(5)本業務のユーザー利用満足度調査の結果につきましては、先ほどご説明いたしました年1回のアンケート調査のことでございます。

25ページ、12.その他業務の実施に関し必要な事項につきましては、記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、実施要項(案)の概要、主なポイントにつきましてご説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項(案)について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

いきなり細かい話で申しわけないのですが、引き継ぎの費用を後の業者か、あるいは機構が持つという表現になっておったかと思うのですよね。それは、今回入って来ようという業者には、引き継ぎの費用の負担はございませんよという告知の意味はあるんだろうと思うんですけども、今回入ってくる業者も次の引き継ぎのときには、引き継がれる業者になるわけですよね。

そのときに、業者または機構の負担という書き方になっていると、オール・オア・ナッシングで業者か機構が持つということを言いたいのか、こういうものについては機構が持つ、こういうものについては業者だという区分があつての表現なのかが、ちょっと気になったんですけども、そこはいかがなんでしょうか。

○藤井班長 よろしいですか。協議をした上で、いろいろなケースがあると思うんですよ

ね。こういったものについては機構で負担しましょうとか、これは業者さんでノウハウ的なものを移すといったところですか、そういったものはといったところで、ケースに応じていろいろあると思うので、そこは協議した上で話をするということを表現したつもりではあるんですが。

○石堂主査 おそらくそういう表現でいけるだろうという背景には、そんな大きな額のものがあるとは思えないというのがベースにあるのかなと思うのですが。

○藤井班長 そうですね。想定しているのは、例えば引き継ぎの打ち合わせを行うための場所だったりとか、紙のコピー代とか郵送代とか、そういったものがあるのかなというところですね。

○石堂主査 そういうことであれば、それこそ割り切って、機構が持つと書くとか、そういうほうがすっきりするかなという。

○藤井班長 想定できないような何かがあったときというところで、少しここは。

○石堂主査 想定できないものが発生したときは、両方とも困っちゃうんですが。

○藤井班長 そうですよ。そこは協議をした上でというところで考えようかなと思ってはいるんですが。

○石堂主査 最初に申し上げたように、ここは、今度入ってこようとする業者に対しては、あなたの負担はこの場面では起きませんよということを言いたい表現だと思うんですけども、行った先では自分が負担するんだなということでもあるので、何か一工夫していただいたらよろしいかなと思いました。

○藤井班長 検討します。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

○井熊副主査 じゃあ、よろしいですか。

○石堂主査 どうぞ。

○井熊副主査 要項的にはいろいろこれまでの検討の結果というのが反映されていると思うんですけども、この事業で、何で今まで仕様書をとりに来た事業者はすごく多いのに、1社しか入札しないのかということで、1つの問題は価格の問題があると思うんですよね。比較的発注額が低い事業であると。そのために、事業者がなかなか収益がとれないということで、事業者のコストの低減余地を十分に残すということで、2点検討できないかなと思うんですけども、まず1つは応札コストを下げるということで、そもそもこのぐらいの規模のところには総合評価が必要なのかという部分があります。

それから、この総合評価表を見ると、億単位の事業と同じぐらいの評価項目があって、こういうものに応じようと思った提案書をつくれれば、すぐに100万単位のコストが民間はかかると思うんですね。そのときに、発注額の10%を超えるようなコストがかかることもある。こここのところは、そもそも僕は最低価格でいいんじゃないかなという気もするし、もしそうでなかったら、総合評価でやるのであれば、もっと評価項目を絞って提案書を軽くするということが検討できないのかなという点が1つあります。

あと、オペレーションのところ、人工に関するデータが、役務に対するデータが出ていますけれども、少々細かくは見えていないんですが、例えばオンラインでやるとかいうことで、人の拘束を避けるような、事業者の工夫によっては人件費のコストをぐっと下げられるような余地が仕様書の中にあるといいのではないかなと思います。

以上です。

○森山課長 ありがとうございます。検討させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○若林専門委員 すいません、この分野のことはあまりよくわからないので、1点質問させていただきたいんですけれども、先ほど新しく入れた資格として、サイボウズ社認定のシステムコーディネータ資格というのがあったんですけれども、このようなスキルを持たれている方が、これは通常受けられる資格という把握でよろしいのでしょうか。

○森山課長 はい。

○若林専門委員 ということは、ほかにいろいろあるうちの1つを選んだというわけではなくて、これがスタンダードですという把握なんですね。

○森山課長 そうですね。あと、今回使いますソフトがサイボウズ社のソフトとなっておりますので、それも1つでございます。

○若林専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

私からもう1点、入札状況のやつで一番下のところに、入札不参加者に対してのヒアリングは実施しませんでしたと書いてあるのですけれども、その1つ上で、民間参入の促進というところに2ポツで、入札参加が期待される者に対する個別ヒアリングを実施したと書いてあるんですよ。これは、せっかく来てくれた人からは、あえて聞かなかつたけれども、では、どんな選択肢で入ってくれそうな業者というのを選んで実施したのかなというのが、ちょっと気になる表現だと思ったのですけれども、そこはいかがですか。

○森山課長 すいません、この表現につきましては、持ち帰りまして確認させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。どうぞ。

○小尾専門委員 ご説明ありがとうございます。

今回のこの件については、ほんとうに価格が低いので、なかなか手を挙げる人はいないかなという想定ではあるんですが、そうはいつでも1者応札になるのは避けたいということであれば、できる限り入札参加の資格の部分をもうちょっと緩和してもいいかなと思います。

実際に業務量から見ると、例えば質問もあまり来ていないとか、あまり仕事の内容自体が高度に見えない部分もあるので、例えばデータ統計については、国とか独立行政法人のデータ統計システムの運用・保守の業務があるというふうに対象を絞ったりしているのを、民間でもいいですよとか、かつ、どこでもいいからそういう経験がある人はいいですよとか。

あとは、今回これは確かに10カ所以上という施設と、システム自体は結ばれているようには見えるんですが、だったら実際の統計業務って、本部でしかやらないんですかね。ほかのところは入力してもらって、それを本部で何か分析するというところをもしやられているんだとすれば、入力に関してはそれほど高度というか、多少ノウハウはあるにしても、その部分の対応さえつければ、基本的には本部のサポートということだとするのであれば、この10カ所というのを少し緩和するようなことを考えると、これを見た人が、これだったら手を挙げてもいいかなと思えるような資格をもう少し見直していただければいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○森山課長 では、ご意見を踏まえまして、もう一度検討させていただきます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 ごいません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今日の議論の中で出ました、基本的に比較的大きな件名ではないというところを踏まえて、評価方法とか、さらなる要件緩和というご意見も出ていましたので、労働者健康安全機構さんにおきまして引き続きご検討いただいて、本日の審議を踏まえて実施要項（案）について必要な修正を行い、その修正内容を事務局を通して各委員が確認した後、意見募集というふうに行っていただき

たいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

(労働者健康安全機構退室、経済産業省入室)

○石堂主査 それでは続きまして、経済産業省の「経済産業省電子申請受付・審査等管理システム運用支援業務」の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。

最初に、事業の実施状況について、経済産業省大臣官房情報システム厚生課、笠間課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○笠間課長補佐 どうぞよろしくお願いいたします。ぎりぎりの到着となって申しわけありませんでした。

お手元に資料3種類、既にお配りいただいているかと思いますが、資料3と打ったものと、委員限りということで、エクセルの横の紙とパワーポイントの絵の紙がございます。今日は資料3というワードの資料に基づきまして概要をご説明させていただきたいと思います。

まず、経済産業省電子申請受付・審査等管理システム、これを我々は通称Sacra（サクラ）と呼んでおまして、Sacraと呼ばせていただきますけれども、このSacraシステムというのは、政府のe-Govと言われる総務省さんの電子申請システム、国民の皆様がホームページでそこに入っていった後、申請をされると、経産省側の受け口として、このSacraシステムに情報が入ってきて、これを各個別の担当の職員が、申請が来たということで内容を確認して処理すると。このようなシステムになっております。

今回、民間競争の市場化テストの対象になっているのは、このシステムの運用管理の業務でございます。前回、今の運用管理システムを4年契約でやらせていただいて、平成26年4月1日から平成30年3月31日までの4年間ということで、複数年契約を結ばせていただくということで、そのときに市場化テストのプロセスをさせていただいたということになっております。

受託事業者ですけれども、富士通が受託をしております。内容をこれからご説明していきますけれども、まず市場化テストの中で、我々がこの事業をどういうふうにしていかたいかというので、1つ大きいのは、質をしっかりと確保していく、クオリティーのコントロ

ールという部分と、コスト削減、それは競争を活性化させて、できるだけコストが削減していくという、この2点を目指して進めてきたわけですが、後ほどご説明しますが、クオリティーのほうは問題ないと思っておりますが、競争性のほうで我々としても残念な結果が出ているという状況でございます。

まず、クオリティーのところですが、2ページ以降に表をつけておりますが、今回、官民競争をするということで、いろいろな方に客観的に入っていただける、そして定量的な評価をすることで、しっかりとクオリティーを確保していくという観点から、いわゆるKPI、客観的な測定指標というものを業務の内容に設けていまして、その評価をさせていただいております。

いろいろ項目をここに書いてあるようなもので設定していますが、大きな主要なものとしては、1つは稼働率でございます。システムですので、24時間365日動かなきゃいけない。当然、途中で障害が起きる可能性もありますけれども、もともとの設定としては、物によって違いますけれども、稼働率99.9%とか、95%とか、こういう稼働率は絶対に達成をしてくれということで、仕様上、設けてきたということです。

この結果は、幸いなことに正常稼働率100%ということで、この評価期間の3年間の間に特段のトラブルは生じていないということでございます。

それから、3ページ目の下のほうにあります、セキュリティー対策も今、特にこの数年重要になってきておりますけれども、もし障害が起きて、サイバー攻撃がありましたということがあれば、適切に対応していただかなきゃいけないのですが、こちらも幸いなことに、大きな障害は起きることなくということでございます。

それから4ページでございますけれども、いわゆる満足度調査を4ページの上のほうでさせていただいておりますが、これを実際に利用する職員、ここで利用する職員と申し上げているのは、このシステムを使って国民からの申請を処理する担当の原課の職員ということですが、実質70名ぐらいの職員がそういう作業に使っているということで、その70名に対してアンケートをとって、満足度をとると。

スコアとしては、仕様上75点を最低とれということでお願いをしていますが、2回評価をして、幸いなことにいずれも75点を超え、平均点としては76.9点ということになっております。ここは当初の我々の仕様を今のところ満たしているということになっております。

以上のとおり、クオリティーについては、期待した成果が出ているかなという状況です。

5ページでございますけれども、5ページから評価のところでした、大きな3ポツ、実施経費の状況及び評価というところでございます。入札の結果、4年間の契約で1億1,520万円ということで、単年にあらわしますと、2,880万円ということになっております。

市場化テストの導入前年の平成25年度が2,340万円だったということなので、費用的には540万円ほど年間増えているという状況でございます。ここの解釈については、5ポツでまたご説明をさせていただきたいと思っております。

(3)の結果ですが、繰り返しですが、質の確保というものはできておりますけれども、我々は、新規参入者も入っていただいて競争がということを見込んでいたのですけれども、残念ながら結果は1者応札になってしまったというところでございます。ここまでは事実ということでございます。

大きな4ポツは、事務局からもご指摘をいただきまして、今回の事業者がどれぐらい頑張ってくれているかというところですが、これは仕様になかった項目として、後から入ってから取り組んでいただけた、その場に出てきた課題に取り組んでいただけたものの例ですが、全部はご説明しませんが、例えば(1)番のデータベースの容量対策というのは、使ってみると思ったよりも容量が逼迫してしまいまして、これを速やかに消していくということなのですが、なかなか手動でやっていると時間がかかってしまって、仕様に入っていないのですけれども、これは入っている事業者が修正プログラムというか、不要なデータを自動的に削除するプログラムを提案していただき、それをつくってみてくださいとお願いをして回しているということで、これはスムーズにしているということでもあります。

あとは、不正アクセスの監視を効率的にやるための手順のマニュアルみたいなものをつくったり、あるいは、何かシステムからこういうところがおかしいですよというアラートが出たときに、どういう対応をすればいいかというのは、だんだんノウハウがたまっていきますので、こういうものは明文化をして蓄積をしていくということで、手順書の作成なんかも積極的にやっております。

全体の評価ですが、1つは、クオリティーの確保はできているというのは申し上げたとおりですが、5ポツの中段以降ですが、費用に関しては25年度と比較して23.1%増加をしております。これは単純にそのまま増えてしまったという評価もなかなか難しいと考えておりまして、と申しますのも、今回、これまである意味、曖昧になって

いた、これぐらいのクオリティーでというところを、定量的に示して出したということがございます。

したがいまして、事業者としては、これに工数をしっかり見積もってリスクを加味して、費用を見積もるということをしたということで、この部分で若干、経費が増大しているということでございます。

では、一体どれぐらいの経費がこれに伴って増大したのかと、我々はあらゆる観点から検討したのですけれども、なかなか客観的に、これが幾らの増加要因になっていますというのは難しかったかなと思っております。

ここは1つの仮定を置いたということなので、この試算そのものが正しいのかというのは議論の余地があると思っておりますけれども、今回定量指標を示したのが主にセキュリティーのところとか、運用の稼働率といったところを求めていたわけですし、こういう項目について、内訳としては2,880万円のうち、このあたりの運用経費が2,200万円ぐらいという経費になっておりまして、仮にですけれども、これの50%ぐらいを今回の明文化の指標の客観性というところで追加コストになったと思うと、1,000万円強、1,100万円ぐらいがコスト増になったのではないかと。これはあくまでも試算でございます。

これを加味しますと、もしこれが過去のとおり曖昧なままであれば、もしかしたら600万円ぐらい安くなっていたかもしれないと。ベースをそろえるということが重要でして、ベースのそろえ方というところで今回、四苦八苦をしましたが、1つの試算としてこのように出させていただいております。

今後の事業のところでございます。6ページでございますけれども、今後の事業については、まず全体の実施状況としては、違法等行為は当然なかったということですし、サービスの質というものも定量的に示されて、客観的な公平性が確保されたと思っております。おおむね我々は複数年契約をしたこと自体には問題がなかったと思っておりますし、確保されるサービスの質も妥当であったと考えております。

ただ、1者応札になってしまったということが我々自身もひっかかっておりまして、別紙でお示ししておりますけれども、参加してくれなかった企業に、どういうことなんだという事は聞いております。

今回、平成26年にこのシステムを改修したときに、システム本体がNECさんから富士通さんにかわりました。これは、システムのほうもできるだけフェアで、いろいろな人

が入れるようにということで、データベースを汎用的なものに仕様を変えたりとか、そういう工夫をした結果、富士通さんがチャレンジして、取られたということだと思っています。

しかしながら、運用支援というところになってきますと、システムをつくったところじゃないと、なかなか入れませんねというお声が、具体的にはNECに聞いてみたところ、そういう声があって、これはこの事業に限った話ではないですが、いわゆるベンダーさんの文化として、他人がつくったものに対して、その後の保守やフォローアップというところだけに入るというところに対する抵抗感があったのかなと思っています。

したがって、先ほどの費用のところも、あくまでも試算であったというところも含めまして、我々は現段階で、市場化テストの成果が出たので、もう問題なしですということもはっきり申し上げにくいというところと、逆に市場化テストの意味がないということも全く思っておりませんで、したがって、できることならば、もう一度継続して複数年契約の市場化テストを行わせていただいて、こちらで成果が出るのかというところをやらせていただきたいというのが今日のご説明でございます。

次回に向けて、ではどういうところを改善するのかというところですが、頭を悩ませておりまして、ここは市場化テストのプロセスの中で、いろいろお知恵をいただきながらと思っていますが、1つは今回、このエクセルの紙でございますけれども、参加資格の等級を、今までA、B、CだったところをA、Bに限定しております。これは、当時の担当に確認しますと、クオリティーを定量指標でしっかり見てもらうということも含めて、ある程度クオリティーコントロールをしたいという意図が入っていたようですが、広く声をするという観点から、ここを別にBに限る必要もないということで、1つ緩和をするというのがあるかなと。

ただ、それであっても、果たしてそういう人が手を挙げてくれるかというところははっきりしませんので、我々としても情報提供とか、いろいろな方への声がけというのを早いタイミングから積極的に進めるという、なかなかそれ以外の解が今のところ見つかっておりませんで、ぜひお知恵もいただきながら、改善をしていきたいと考えております。

すいません、雑駁なご説明で恐縮ですが、ご説明としては以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。なお、説明は5分程度でお願いいたします。

○事務局 そうしましたら、本事業に係る評価（案）について、資料Cに基づいて総務省から説明いたします。

まず、Ⅰ、事業の概要につきましては、先ほど経済産業省よりご説明がありましたので省略させていただきます。

本事業の評価（案）について、Ⅱをごらんください。当方では、経済産業省さんから提出いただいた本事業の実施状況報告、資料3に基づきまして評価を行いました。結論から申し上げます、市場化テストを継続することが適当だと考えております。

本事業の実施内容に関してですが、ご説明があったとおり、確保されるべき質については全ての項目で適切に履行されております。また、受託事業者からの改善提案により、データベースの容量対策であるとか、不正アクセス監視方法の改善が図られております。

実施経費については、市場化テスト実施前の平成25年度の経費と、市場化テスト移行後の平成26年4月以降の契約額を12カ月に換算した経費を比較しますと、率にして23.1%の増加となっておりますが、ご説明があったとおり、市場化テスト導入前と導入後ではシステムが異なっていることとか、定量指標を設定したこと等により、比較は困難であるというご説明でございました。

また、本事業については1者応札であり、いまだ競争性は確保されていないと考えます。なお、入札不参加企業に対してヒアリングを実施した結果、これもご説明がございましたが、他社が構築したシステムの保守・運用に携わることへの抵抗感があるとの回答がありました。

今後の方針でございますが、以上を踏まえますと、次期事業についても引き続き民間競争入札を実施することが適当と考えます。なお、次期の実施要項等の作成に際しては、同一のシステムにおいて継続して事業を行うことで、経費について再度検証いただくとともに、複数者の方から応札を得られるように、必要な情報の開示であるとか、事業者への周知をより徹底していくことが望ましいと考えております。

当方からの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○大山専門委員 いいですか。

○石堂主査 どうぞ。

○大山専門委員 経済産業省さんから出していただいた資料3の5ページ目で、5ポツのところの下から3行目で、「一定の仮定をおいて」と書いてあるここなんです、これは、これの後の文章をずっと行って、最後に「評価できる」となっているので、そのためには、一定の仮定というのは何かというのは明確に書く必要があるんじゃないかなと思います。

その中で、今回作業項目が追加された云々のことが前に書いてありますけれども、逆の言い方をすると、本来であれば役務なので、受託業者の方がどれくらい工数として増えたかという実績を示すことがほんとうは大事で、そうすると、実際に業務として増えちゃっていたんだけど、こういう幾らの作品ができているというのが明確にできるんじゃないかなと思うんですね。

多分、それは今回おやりになっていなかったから、こういう状況なんだろうと思うんですけども、それは勤務日誌でも何でも必ずあるはずなので、その提出を求めて見れば、ほんとうはわかるんじゃないかなという気がします。

その意味で、ポイントは、一定の仮定というのをここで書くのであれば、何なのかをはっきり記す必要があるのではないかということと、客観的な指標としては、今申し上げたようなことを次におやりになれば、わかるんじゃないだろうかという、この2つを申し上げたいと思います。

○笠間課長補佐 ありがとうございます。まさに端的に申し上げますと、かなりここは、どういう一定の仮定を置けばいいかというところを極めて悩みまして、50%というところにしたので、私ども自身もこの50がほんとうに適切な数字かというところを、根拠を持って申し上げているわけではないというのは事実です。そこはご指摘のとおりで、なかなか厳しいご指摘で、大変申しわけありません。そういう意味では、説得的ではないということかと思います。

他方で、おっしゃるとおりでして、もう少し精密に工数の内訳も含めて見ていくというのは、確かにやり方としてはあると思いますので、その点はできる限り評価をしていきたいなと思います。

過去との比較で言うと、25年度以前の事業にそこまでの詳細な工数のデータを当時とっていたかというのが、見てもらったので、多分とっていなかったんだと思うので……。

○大山専門委員 相手方は持っていませんか。受託側が。

○笠間課長補佐 聞いたことはないのですが、ちょっと聞いてみようと思います。我々で見える範囲で、例えば問い合わせがどれくらい来たかとか、そういう我々の側で見えているも

のは確かに見てみたんですけれども、工数のレベルまでは分析をできていないので、逆に言うと、今回はそういうものが今の事業者、今も継続しているので、直前のデータをちゃんととっておいて、次のときとの比較をしたり、仕様書そのものを組むときに、工数に無駄がないかなんかを整理していくというのは、十分やりたいと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

これは結局、この評価の中にもありましたように、まだ競争性が十分発揮されているとは思えない。要するに、応札者が複数応札になっていないというところが問題だと思いますね。それで、契約状況の推移にあるように、1社からのご意見と聞いていますけれども、他社が構築したシステムの保守・運用に携わることへの抵抗感ということがわかるという話になってしまうと、なかなか複数来ないという予測のほうがまさってきて、そうすると、継続しても結局、1者応札になるのではないかというおそれのほうが強くなるような気がするのですね。

そうすると、経産省さんとしては、確かにこういう意見はあったけれども、これのすぐ上にありますように、入札説明会を開催して可能性のありそうな企業へ打診するのだと書いてある。構築した業者は1社ですから、それ以外の業者に打診しても、下の意見に経産省さんも納得しているのであれば、上の「打診」といっても、どういう企業にやれば参加するかという、何かちょっと矛盾してくるような気もするのですよね。

○笠間課長補佐 1つは、これは聞いたとおりのことを書いているということですがけれども、その抵抗感をどう払拭していくかということだと思っていまして、情報提供ぐらいしか手がないのか、知恵がないのかと怒られてしまうんですけれども、情報提供というのは極めて重要でして、どれぐらいのクオリティーコントロールを我々が日々やっているかということであるとか、どういう仕様のものなのかというのをできるだけ定量的に示していくことで、ほかの事業者も、この要求水準ならできるかなというのがわかると。

過去、あまりここを定量的なクオリティーコントロールをしてこなかった時代は、どうしても、契約をして入ってみたら、思ったよりもものすごい要求が、自分たちが想定していたよりも要求が大きかったとか、そういうことがある。既存事業者はその経験がもうあるので、あの担当者さんたちとの関係だったらこれくらいだよねというのを相場として持っているので、したがって、これぐらいの工数で組めば妥当だろうということを既に理解しているので、あまりリスクを感じずに入れるという部分もあるんだと思うので、今回この定量的な指標を示したことで、そういうところの不安が払拭されるという効果はある

と思っています。

したがって、それ以外の部分についても、どういうシステムを我々は使っているとか、こういうトラブルが日々生じているんですよとか、それは入札希望をされるような事業者さんにはしっかり開示をしていくということが重要なことだと思っております。ほかのシステムでも同じような取り組みはしていますけれども、これもしっかりやっていきたいなと思っています。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○井熊副主査 システムは今、構築した会社と運用する会社が違うというケースは、システムの種類によると思うんですけども、このシステムがなかなかそれになじまないものであれば、次のシステムをつくるのはいつなんですか。

○横山課長補佐 まだ特には。

○井熊副主査 30、31年は今のシステムを使い続けるんですか。

○横山課長補佐 ハードディスクの更新はしますけれども、ソフトウェアという意味で言うと、まだ検討していない状況です。

ちなみに、25年まで使っていた、ITEM2000（アイテム2000）と我々は呼んでいるんですけども、そちらのシステムについては大体10年ぐらい使っていたところです。

○井熊副主査 それで、このシステムがどのぐらい運用の専門性というか、特殊性があって、構築した会社でないとできないのかどうかというのは、今この瞬間にわからないんですけども、そこの見きわめが大事なのかなと。ここにある話というのは、システムの特異性の問題を言っているのか、あるいは大手エスアイヤー（SIer）特有の話をしているのかというのがわからないと思うんですね。

大手エスアイヤーはどっちかというと、インテグレーションのほうに収益をシフトしていれば、運用のほうで危ない橋は渡らないというポリシーかもしれないし、運用中心に業務をやっている会社というのは、運用を積極的にとっているわけだから、そういう人たちがもっと入れるような条件に直していくという形で対応できるのか、あるいは、そもそもそういうことが無理なシステムなのかということは判断して、やっていくのかなと。もしできないのだったら、入札しても仕方がないわけですから、随契にして価格交渉したほうがいいんじゃないかなと思いますよね。

○笠間課長補佐 その意味では、我々もまだ判断に迷っているというのが本音でして、先ほど申し上げた25年度までのITEM2000から、今回変わりましたと。したがって、26年

度から新しいシステムでスタートをしたということなので、ある意味、最初は手探りで、どれくらいトラブルが出るんだろうとか、どれくらいトラブルが出れば、どれくらい職員から問い合わせというか、怒りの相談が来るんだろうというのが、初期はまだ見えてきていなかったと思うんですね。

したがって、手を挙げてくれる事業者も、つくった人ぐらいしか責任を持ってないという世界はあったと思うんですけども、これが4年たって、このシステムが動き始めて、大分、どれくらいのトラブルシューティングが必要なのかみたいな部分のノウハウも、情報も今回たまってきていますから、これを開示することで、それぐらいの負担の運用業務だったら我々も受けられますと言ってくれる人が、もしかしたら次回、可能性があるかと期待をしているので、そういう意味で市場化テストをもう一回続けさせてほしいというのがお願いです、というのと、あと一般論として、人がつくったものに参加できるかできないかという部分は、そのシステムが高度にカスタマイズをされて、その事業者の人しかわかりませんというようなシステムであればあるほど、ベンダーロックされてしまうんだと思っています。

他方で、汎用的なシステムを構築すればするだけ、あの手のシステムだったら、あのデータベースのものであれば、我々はさわったことがあるのでおつき合いできるかなという事業者も出てくるんだと思っています。

そういう意味で言うと、今回のSacraという26年度からのシステムに関しては、それまでのシステムに比べると汎用的なデータベース、あまり固有名詞は出さないほうがいいので、汎用的な、それまでは某企業がつくっている、その会社だけのデータベースの仕組みを使っていたんですが、それを一般的な、いろいろな企業が使っているような汎用的なデータベースに切りかえたという経緯があるので、その意味では参加しやすさも広がっているんじゃないかと。

それでもう一回やらせていただいて、もう一回声を聞いてみて、やはりこれはベンダーとしっかりくっついてやらざるを得ないものなのか、いやいや、まだ余地があるものなのかというところを判断させていただいて、もしほんとうにだめだということであれば、総務省さんともしっかり議論させていただいて、確かに随契という議論もあるかもしれないですが、まだその判断をするには、このタイミングは早いので、もう一回チャレンジさせていただきたいというところがございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局は何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

（経済産業省退室、国土交通省入室）

○石堂主査 それでは、国土交通省の「東京国際空港場周警備設備等保守業務」の事業評価（案）について審議を始めたいと思います。

最初に事業の実施状況について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課、坂課長並びに小谷専門官よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は10分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○坂課長 航空局航空ネットワーク部空港技術課長の坂でございます。本日はよろしくお願いたします。

私からは2件ございますけれども、東京国際空港場周警備設備等保守業務請負の業務概要をご説明させていただきまして、具体的な内容につきましては、小谷からご説明をさせていただくという形でございます。

まず、こちらにございます参考資料の東京国際空港場周警備設備等保守業務請負について説明いたします。そもそもは東京国際空港、羽田空港の秩序維持のために、空港の範囲を監視カメラと侵入警戒センサーで、周りを警備しているというところです。こういった場周の警備設備等を保守点検するというところでございます。

さらに、私どもでは空港内の事故があった場合には、消火救難を行うということで、そのための指揮命令を行う防災無線、通信指令設備といったものの保守点検ということも、この業務の中に含まれているということでございます。

どんなものがあるかということですが、写真で簡単にご説明をさせていただきます。まずは表の場周警備設備等の保守と書いてあるところでございます。こちらについては、カメラですね。羽田空港は、フェンスで囲まれておるわけですが、その上のほうに監視カメラをつけてございます。

さらには羽田空港におきましては、D滑走路が海上部に突き出ているということもありますので、海上部に橋梁があり、栈橋というものがあります。それを囲んだところにこう

いったカメラ、センサーといったものがございます。また、それぞれのところに分電盤があったり、それを指令室に全部引き込むということがございますので、こういったところの設備の保守をしているということでございます。

それから、裏側でございますけれども、場周警備につきましては警備センターというのが2カ所ございますので、そちらで全体を見ているということでございます。そういったところのテレビだとか、こういったものについても設備の保守点検というのがございます。さらには、センサーだとか、ゲートを見ている設備といったものもこの中に入っているというところでございます。

それから、下のほうでございます。防災通信指令設備ということでございます。こちらは、事故が起こればすぐに管制塔からの指示がございます。その際に全ての空港の中に空港消防隊がございますので、そちらにすぐ出動するというので、隊員に出動命令、さらには現場に出ている消防車、救難車に対しての連絡をとる設備、さらには、これらの連絡を自動的に行ったり、事故だとかの連絡を全てしっかりと記録しておく設備といったものも含めて、設備類の保守点検をしていただくという業務になってございます。

これらの設備が正常に動くということで、これについては日常点検、定期点検、壊れたときの緊急保守も含めた形での契約ということになってございます。

また、契約内容につきましては、小谷からご説明をさせていただきます。

○小谷専門官 はじめまして。航空局の航空ネットワーク部空港技術課の小谷といいます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私から、東京国際空港の場周警備業務等請負の実施状況についてご説明を申し上げます。

まず、お手元にあります資料の4からですが、事業の概要としまして、本業務の保守業務請負については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、平成27年4月から民間競争入札によって実施しており、現在は第1期目になっております。

業務内容につきましては、先ほど坂課長から説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

契約期間といたしまして、平成27年4月1日から30年の3月31日までの3年間、受託者としては、一般財団法人の航空保安協会となっております。実施評価期間としましては、契約月の27年4月1日から29年3月31日までの2年間となっております。

受託事業者の決定経緯につきましては、総合評価方式により実施しており、提出期限までに入札参加者1者から提出された競争参加資格確認書類、技術提案書等を、外部有識者を含む評価者によって審査して、入札参加資格及び評価基準を満たしておいたということで、また入札価格にあっても予定価格範囲内であったということで、総合評価の結果、航空保安協会を受託者として決定したということになります。

次に2. としまして、確保されるサービスの質についてです。民間競争入札実施要項に基づきまして、受託者が確保すべきサービスの質につきましては、2ページになりますけれども、2項目を出しております。主要項目としては信頼性の確保、もう一つが機器・設備の保全ということになります。

測定指標としまして、機器の不具合による障害を全て復旧させることということで、結果としましては、復旧不可能件数はゼロ件でありました。次に、機器・設備の保全につきまして、保全業務の不備の起因による破損及び損傷がないことということで、これにつきましても破損及び損傷件数はゼロ件であったということです。

次に、確保すべき水準は3項目あります。定期保守であり、緊急保守であり、特別保守と、この3項目になります。

水準としましては、機器の性能を常時適切な状態に保つということで、あらかじめ計画を立てて実施することによって、機器の性能を適切な状態に保持するということが、3ページになりますが、27年度、28年度において、月例点検、3カ月点検、6カ月点検、1年点検、この回数の点検を実施しております。

次に、緊急保守です。障害の発生、そのおそれのある場合に適切に対応し、早期の改善を行うということで、監督職員のもとにおいて適切に、早期の改善を行った回数としましては、3ページの②にあります緊急ということで、この年月において、この回数を実施しております。

次に、特別保守としまして、指定された点検、作業を実施し、当省の業務を適切に支援することということで、保守装置に関する工事の立ち会いを行って、機器の正常の確認など、業務支援が確実に実施されております。

所見といたしまして、最後のまとめになります。計画的に定期保守が実施されるとともに、突発的な設備の不具合についても、監督職員の指示に従って緊急保守業務を確実に実施されており、保守対象設備の機能保持が図られて、空港全体の秩序の維持に寄与されたということでまとめとしております。

次に、4ページになります。3. としまして、実施経費の実施状況、評価です。3カ年契約になっております。契約金額が2億2,200万、単年度としましては7,400万という金額になります。

次に、2) としまして、市場化テスト前後の経費の比較ということで、26年度、前年度と比較しましてマイナス100万円ということで、1.2%の削減となっております。

次に、3) としまして、検証。空港内の工事の進捗によって、保守対象設備の数量に若干の増減があり、契約金額面での増減が生じております。市場化前後においても落札率は低下傾向となっている傾向にあります。

次に、4. としまして、民間事業者からの改善提案による改善実施事項としまして、複数箇所でも同時に不具合が発生した際にも速やかな対処を可能とする体制確保の提案がなされております。また、仕様書に規定する以上の業務担当者の配置がなされております。さらに、社内マニュアルなどの整備を行って、定期的な訓練を実施するとともに、外部機関による専門研修にも参加するなど、技能の保持・向上に努めたということが確認されております。

全体的な評価としまして、年平均で100万削減されており、経費削減の効果を上げております。さらに、達成すべき質の状況としましては、信頼性の確保、機器・設備の保全についても、確保されるべき質を満足しておることと、民間の創意工夫による改善があり、突発的な機器の不具合についても迅速な対応が図られたところについては、評価すべきであると考えております。

また、事業期間中において、民間事業者が業務改善指示を受けるなどの業務に係る法令違反等も発生しておりません。また、応札者は1者であり、競争性に課題は残ったものの、今後において仕様書取得者には事業の業務説明、現地説明を実施して、理解を求めていくという方向で努力します。

今後の事業としましては、競争性の確保で課題があり、市場化テスト終了プロセスと新プロセス運用に関する指針に定める市場化テストを終了する基準を満たしていないということで、引き続き入札の競争性の向上を図る検討を行うこととさせていただきます。また、引き続き公共サービス改革法の趣旨に基づき、サービスの向上、コスト削減等を図るよう、前向きに努力していきたいと考えております。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。説明は5分程度でお願いします。

○事務局 本件の評価（案）について、資料Dに沿って説明させていただきます。

まず、Iの事業の概要等に関してですが、事業の概要等については今ご説明いただいたとおりなので、おおむね割愛いたしますが、選定の経緯につきましては、もともと競争性に課題があるということで平成24年度基本方針によって選定されております。

II、評価について。概要についてなんですけれども、市場化テストを継続することが適当であると。競争性の確保において課題が認められ、総合的に勘案した結果、改善が必要であると考えます。

2以下の検討についてですが、まず評価について、実施要項で設定された確保されるべき質の達成状況につきましては、ただいま説明があったとおり、全て達成できているかと思えます。民間事業者からの改善提案について、同じくただいま説明があったとおり、保守業務の迅速性に対する提案であるとか、専門能力の維持向上にかかわる提案がなされております。実施経費につきましてもただいまご説明あったとおり、1年当たり100万円、1.3%の削減がされているところであります。

次に、(4)選定の際の課題に対応する改善ということですと、結果としては競争性に課題があり、入札参加要件の緩和により競争性の確保が可能と考えられていましたが、結果としては1者応札であったと。

今回の入札に取り組むに当たりまして、落札者の決定から業務開始までの引き継ぎ期間を4週間確保、1週間程度延長しました。また、入札参加グループへの参加を可能にしました。また、実務経験を不問として、必要な技術、技量を応札者に提案させることを評価することとしました。業務内容、提案の評価基準を明確化しました。あとは、いわゆる入札参加要件、等級をAまたはBとされていたところを、AないしDと拡大いたしました。

今回、1者応札になったということで、入札不参加された事業者にヒアリングを実施したところ、次の意見が得られました。保守対象機器が多岐に及ぶことから、技術者の確保が困難であるという意見をいただきました。

評価のまとめになりますが、業務の実施に当たり確保される達成目標として設定された質については、平成27年度、28年度、2カ年とも全て達成していると評価できます。また、民間事業者の改善提案につきまして、先ほど申し上げたとおり提案がございまして、事業の目的や政策目標の達成に貢献したものと評価できます。経費の削減効果につきまし

ては、1年当たり100万円の削減効果が認められました。

他方としまして、応札者に関しましては、仕様書取得者数は2者から4者に増えたものの、実際の応札者は従前のおり1者とあり、まだ課題が残っている状況であります。

最後に今後の方針として、以上のおり、競争性の確保に課題が認められますので、本事業において良好な実施結果が得られたと評価することは難しいと考えます。そのため、次期事業においては、その課題について検討を加えた上、引き続き民間競争入札を実施することにより、民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図っていく必要があると考えております。

総務省からは以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。

○梅木副主査 ご説明どうもありがとうございます。

今回の課題については、既に認識されているとおりに思います。保守対象の機器が多岐に及ぶことから技術者の確保が困難だというのが、非常に大きな問題じゃないかなと思うんですけども、グループによる参加を可能としてという対応をしたときでも、どれぐらいの人員が必要なのかというふうな、例えば情報開示をすることによって、応札しやすさというか、検討の要素も増えるんじゃないかと思います。多岐にわたって保守点検を行わなきゃいけないというところで、それぞれの業務においてどれぐらいの人員が現状で使われているのかとか、その辺を追加情報で提供するというのも、ひとつご検討いただいたらいかがでしょうか。

以上です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○小谷専門官 ありがとうございます。貴重なご意見として参考とさせていただきます、前向きに検討させていただきたいと思います。

○梅木副主査 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。

今のは共同参加の話、参加グループの話なんですけれども、確かに意見にも、保守対象機器が多岐に及ぶなんて表現があると、それぞれの機器に得意な会社は何社か組み合ってくるだろうということを期待して入れた表現ですかね。それとも、今意見があったように、

トータルのボリュームが人数的に結構大きいから、いわば何グループが何人かずつ出し合
ってトータルを形成するようなことが考えられると考えたのか。

というのは、改善のために共同体参加を認めるというのは、よく見られるのですけれど
も、そのときに、発注する側が実際にどんな組み合わせが来るだろうかということを中心に
想定せずに、制度として共同でもいいです、と言いつ放しというのは、あまり効果が上が
らないような気がするのです。ですから、この関係では、国交省さんとしてはどんなグ
ループ参加を想定されたのか。もっと端的に言うと、あまりそこまでは想定しなかったの
か、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。それはおそらく、必要なことだと思うの
です。そのためには業界というか、業態の実態をある程度見て、はっきりと、あそこ
あそこあそこは組んでくるんじゃないかとか、そういう想定を持って運用していただく
のかなと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○井熊副主査 なかなか空港は特殊性を民間事業者が感じて、競争性が確保できないとい
うケースが多いんですけれども、機器が多岐にわたるといっても、今はちょっとしたイン
テリジェントビルを考えれば、相当な機器があるわけで、それに比べてほんとうにこの
機器の数が多いのかどうかということに関しては、私は疑問だなと思っています。

空港の機器であるから、特殊性というもののほうがハードルとして大きいのではないかと。
であるとすれば、例えばこういうところにある防災の関係のカメラみたいなものがあ
れば、そういうものは一般の防犯カメラの技術でほとんどできるんだとか、空港の特殊性
というもののハードルを下げるような説明というのが必要なのではないかなと。ほんとう
に空港にしかなくて、特殊な知見が必要な設備があるのかなのかということも、ぜひ丁
寧に説明をしていってほしいなと思います。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○小谷専門官 ありがとうございます。確かにおっしゃられるとおり、そんな特殊なカメ
ラであるということは認識しておりませんので、ハードルを下げるような説明で、いろい
ろご応募いただけるような方向性で進めていきたいと思っています。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局は何か
ございますか。

○事務局 特にございませぬ。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

もう1件、そのまま引き続きですね。

それでは続きまして、国土交通省の「東京国際空港海上制限区域警備業務」の事業評価(案)について審議を始めたいと思います。

これにつきましては引き続き、坂課長及び小谷専門官よりご説明をお願いすることになります。説明はまた10分程度で、よろしくお願いいたします。

○坂課長 それでは、東京国際空港海上制限区域整備業務請負の概要をご説明させていただきます。参考資料を用いてご説明をさせていただきます。

先ほど警備設備の保守業務のところでもございましたけれども、私ども羽田空港、東京国際空港におきましては、D滑走路という滑走路がございます。こちらにつきましては、図面で見ただけであればと思いますが、多摩川の近くということの関係から、4つ目の滑走路につきましては、河川、海に突き出ているようなところに滑走路を設置してございます。

そちらにつきましては、橋梁、それから埋め立てという形で2つの構造をつなぐ構造になってございまして、特に橋梁、それから栈橋になっているところがございますけれども、こちらにつきましては海の中にくいを打って、その上で支えているという構造になってございます。

このために、滑走路、それから誘導路の下に、船で入れるような空間があるということでございまして、陸上はフェンスで囲っているわけがございますけれども、こういったところに下から侵入してくるという可能性もあるということでございますので、羽田空港の海上からの警備ということで、不法侵入の防止ということで、こういった業務をしているということでございます。

業務につきましては、先ほどありましたような警備用の監視カメラ等を見て、監視センターでそれを監視するという業務とともに、警備艇3隻を用意しまして、海上からの警戒監視を行う。もし、大体漁船だとかそういったのが多いんですが、近づいてくる場合につきましては、注意を喚起しているという業務をしております。こちらにつきましては、本件の警備請負業務ということで実施をしているというところでございます。

こちらについての実施状況については、小谷からご説明をさせていただきます。

○小谷専門官 それでは、引き続き小谷から説明を申し上げます。東京国際空港海上制限区域警備業務の実施状況についてということで、資料5に基づきましてお話をさせていただきます。

事業の概要としましては、東京国際空港海上制限区域警備業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして、民間競争入札により実施しております。現在実施している事業は第1期目に当たります。

業務内容につきましては、先ほど坂課長から説明がありましたので、割愛をさせていただきます。

契約期間としまして、平成27年6月11日から平成30年の3月31日までの2年10カ月となっております。受託事業者としましては、株式会社ライジングサンセキュリティーサービス、実施状況評価期間としまして、平成27年6月11日から平成29年3月31日までの1年10カ月間になります。

受託事業者決定の経緯としましては、落札者の決定は一般競争入札により実施することとしておりまして、提出期限までに入札参加者3者から履行証明書の提出を受け、審査した結果、要件を満たしており予定価格の制限範囲内の入札者は3者であり、総合評価の結果、株式会社ライジングサンセキュリティーサービスを落札者として決定しております。

次に、2.としまして、確保されるべきサービスの質の達成状況の評価につきましては、民間競争入札実施要項において定めた民間事業者が達成すべきサービスの水準は、以下2項目あります。

業務体制の継続ということで、測定指標としまして、本業務の不備に起因して、警備艇による警戒・監視業務が停止しないこと。結果としまして、警備艇不在時間発生件数はゼロ件でありました。

次に、2項目としまして、主要事項としまして、警戒・監視体制の継続。測定指標としまして、監視・警戒区域内を航行する船舶の状況把握により、適切な警備措置を行うこととしまして、結果としましては、海上制限区域へ侵入すると予測される船舶に対して適切な警備措置ができなかった件数はゼロ件であったということです。

次に、2)としまして、海上警備業務において確保すべき水準。業務種別としましては3項目ございます。警備統括、海上警備システム監視、海上警備ということで、確保すべき水準としましては、指定された担当業務を実施し、適切な統括責任体制を有することということで、実施状況としまして、警備員に適切な指示を行うとともに監督職員への報告

を行い、適切な統括責任体制を有していた。

次に、海上整備システム監視につきましても、適切な端末操作及び警戒・監視を行うことということで、実施状況としましては、レーダー、カメラ等の警備システムを適切に使用し、必要な警戒・監視を行っております。

次に、海上警備としまして、確保すべき水準としましては、警備統括の指示のもと、適切な警戒監視を行うことということで、実施状況としても、警備統括の指示のもと、警備艇により適切な警戒監視が行われております。

次に、3. としまして、実施経費の状況及び評価としまして、3カ年契約金額としましては、2億8,000万になっております。

次に、市場化テスト前後の経費の比較に入ります。平成27年から29年までで、3カ年平均が9,900万、26年度にあつては2億6,390万ということで、前年比と対比をしまして、マイナスの62%ということです。

3)の検証としまして、業務内容及び業務量に特段の仕様変更はないものの、市場化における経費と市場化テスト前後、26年度ですが、比較すると、1億6,400万、62%の経費削減の効果があつたということで、4. としまして、民間事業者からの改善提案による改善実施事項としましては、仕様書では3隻の配置を求めておりますが、請負者の提案によって船団方式、3隻ずつ3班の船団、計9隻によって、安定した警備体制が確保され、即応的な船舶の増強体制が確保されております。

②としまして、海上での現場訓練を補完するシミュレーション訓練として、図上訓練等を実施して、必要な警備体制が確保されております。

5. としまして、全体的な評価としまして、3者応札があり、競争性は確保されていたと認められます。経費削減の点においても効果を上げているということで、民間事業者の創意工夫によって改善提案がされて、安定的体制が図られたことは評価ができると思います。事業実施期間において、民間事業者が業務改善指示を受けたり、業務に係る法令違反もありませんでした。

これまで東京航空局において設置している、外部有識者で構成している総合評価委員会において、チェックを受ける予定であります。

今後の事業、4ページとなります。6. のところで、今後の事業としまして、本事業の市場化は今回が1回目ですが、事業全体を通した実施状況で5つあります。

受託民間事業者が業務改善指示を受ける、あるいは業務に係る法令違反行為を行った事

案はありませんでした。

②としまして、総合評価委員会は外部有識者で構成され、契約の点検・見直しを行う入札監視委員会も設置されており、その枠組みの中で実施状況のチェックを受ける体制が整っております。

③としまして、今回の入札は3応札であり、競争性が確保されておりました。

④としまして、公共サービスの確保すべき質について、目標を達成していたということ。

⑤、最後になりますが、経費削減の効果が認められましたということ。

最後に、総合的に判断して、実施結果を得られていることから、次期事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針に基づきまして、終了プロセスへ移行した上で事業を実施することとしたいと考えております。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。ご説明は5分程度をお願いします。

○事務局 本事業の評価（案）につきまして、資料Eに沿って説明させていただきます。

まず、I、事業の概要等につきまして、ただいまご説明あったとおりですので、割愛させていただいて、1点だけ、選定の経緯についてなんですけれども、競争性に課題があるとして平成26年度基本方針によって選定されました。その際に、事業の特殊性や、単年度契約となっていることが競争性阻害要因であると考えられておりました。

II、1の概要についてなんですけれども、評価の概要につきまして、終了プロセスに移行することが適当であると考えております。

資料をおめくりいただきまして、評価の内容についてですが、(2)、質に関する評価に関しまして、実施要項の際に設定されました確保されるべき質の達成状況としての測定指標は、先ほどご説明あったとおり、全て達成しております。また、民間事業者からの業務の安定的な警備体制を提供するようなサービスの提案も受けております。

(3) 実施経費につきましても、ただいまご説明あったとおり、削減率としては62%の削減となっております。

(4) 選定の際の課題に対応する改善としまして、先ほどご説明したとおり、競争性に課題があり、事業の特殊性、単年度契約というところが問題となっていたところなんですけれども、今回、市場化テストの直前の入札においても2者応札という形でした。市場化

テストを実施するに当たりまして、結果としては3者応札がありましたが、その改善のための方策として次のことを行っております。

1点目は、まず3年度契約にしたこと。2点目が、引き継ぎ期間を10週間に伸長、延長したこと。3点目が、入札参加グループによる参加を可能とした。このような改善に取り組んでおります。

評価のまとめとしまして、業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質につきましては、平成27年、28年、2カ年とも目標を達成していると評価できます。また、民間事業者の改善提案により、安定した警備体制の確保等、民間事業者のノウハウと創意工夫の発揮が業務の質の向上に貢献したものと評価できます。実施経費につきましても、先ほど申し上げたとおり、一定の効果があつたものと評価でき、公共サービスの質の維持向上とあわせて、経費の削減の双方の実現が達成したものと評価できます。

今後の方針につきまして、本事業は市場化テスト1期目であります。事業全体として、先ほど申し上げたとおりの実施状況であったと思われまます。

細かく申し上げますと、まず法令違反等はなかったということと、これから外部有識者で構成している入札監視委員会において実施状況のチェックを受ける予定であるということ。3者応札があつて競争性が確保されたということ。確保されるべき公共サービスの質について、全て目標は達成していたと。あと、経費削減について、62%の削減効果を達成したと。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。

市場化テスト終了後の事業実施につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることにはなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項を踏まえた上で、国土交通省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えます。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

私からいいですかね。経費の削減がものすごく大きいのですけれども、落札率24.3%というのは、はっきり言うと異常値に見えますよね。それで、公表されていないかと思うのですけれども、応札した3者のうち、落札できなかった2者の応札価格の水準というのは、落札額に近いものだったのか、それとも従来の2億6,300万に近い、例えば九十何%というような落札率だったのか。

どうも予定価格と随分乖離したということについて、どう考えたらいいのかというのがちょっと迷うんですよね。そこの辺、もし差し支えない範囲でお答えいただければと思うのですけれども。細かい数字が欲しいのじゃなくて、水準として、今回は3者とも非常に低い水準に並んだのか、1者だけが突出して低く、ほかは従来並みだったのかということを知りたいのです。

○小谷専門官 1者が突出しておりますね。

○石堂主査 突出ですか。1者にせよ、下がったのはすごく喜ぶべきことなんですけれども、これ1者が、今まで同じ会社が2億6,300万でやっていたのを、今度は3年分と同じくらいの価格でいいですと言っているわけで、この後、続いていけるの？ という不安を感じますよね。

だから、経費削減の効果があったということで市場化テストを終わるのですけれども、終わってみたら、次のときには結構みんなまた2億数千万に戻っちゃいましたというと、ここで評価した経費の削減というのは、実は1回限りのものであって、継続性はなかったということになる。そうすると、どうもそれを信じて、終了プロセスでいいですよというのはいいのかなと、ちょっと疑問に感じるわけですよ。

ですから、非常に低い落札率というものについて、国交省さんでどういうふうに判断しているのかという点を整理していただく必要があるかなと思うんですけどね。

○小谷専門官 確かに、非常に低い落札率であって、会社のライジングサンセキュリティーサービスからは、今後における海上警備のニーズを視野に入れて、さらなる事業の拡大とか経験を重ねるために低くしたとは聞いております。

それで、一応今のところ、26年度においても2者の応札は来ておまして、今回27年3カ年の市場化テストにおいては、3者の応札が来ているという状況になっておりますので、そこは競争性があるのかなと。金額は別としまして、競争性においては3者来ていますので、そこは評価できるのかなと私の認識はしております。

○石堂主査 これは国交省さんとして、最低価格といいますか、上はもちろん決めるんで

すけれども、これ以下では正常な実行はできないだろうから、これ以下では認めないという、その価格帯は設定しなかったわけですね。

○小谷専門官 価格帯も設定してありまして、それを確認しました上で事業所から聞いた内容が、先ほど申しました内容になっております。

○石堂主査 そうすると、予定価格は予定価格としても、国交省さんとしても、この2億8,000万くらいでも3年間やれるだろうと、正当に業務は遂行できるだろうとも考えていたということなんですか。

○坂課長 すいません、正確に言いますと、ある一定額以下の場合には調査をして判断するということですので、先方から経費見積りの内訳についてはいただいています。どれぐらいの違いかというところではありますが、一応チェックはさせていただいています。

特に、いただいた中からいいますと、とりに来たというのは確かなところかもしれません。一般管理費といいますが、要するに会社経費のほうはほぼゼロでありましたが現場についてはそれなりの費用をちゃんと見ていました。これで会社全体として管理し、現場の経費をちゃんと積んでいるということでした。

さらに、もう一つ大きいのは、我々の基準の考え方との違いによるものだとは思いますが、船は自社船なので、その経費については自社経費の中でやりますということですので、船舶の借り上げのところも維持費用程度を積んでいるということでした。

そういった意味では、警備をしっかりとするという部分の経費は積んであることを確認した上で、業務を実施していただいているということです。

○石堂主査 それで、これもあまり今の段階では、多分明確に答えていただくわけにはいかないのかもしれないですけども、ともかくこの24.33%というのも、いわばマーケットから示された価格なわけですね。そうすると、次回の予定価格を国交省さんが考えるときに、それを参考にして思い切り下げちゃうと、おそらくもう他社は一切入って来られないということになるんですね。

その辺も含めて、私は最初に言ったように、これは異常値だと思うので、この扱いというのはどうなのか。それで、市場化テストから終了した後に、価格が乱高下するのか、どうなるのかわからないですけども、安定的にいくということはなかなか難しいんじゃないかなという気がするのですよね。

○坂課長 すいません、今、私どもが特に市場化テストを卒業したからといっても、同じような形でご説明なり、そういったことの努力は続けていきたいとは思っています。

それから、問題点につきましては、先ほどのお話は、突出していますとっておりますが、大体ほかの会社は26年度ぐらいの価格で入札していますので、これでも我々の持っている予定価格よりはかなり低いですね。

そういう意味では、かなり突出しているというところでは、これはいろいろな特殊な事情だとか会社の事情があるということと、それから、ありていに言いますと、こういったマーケットというのは当初はこれしかなかったところが、同じような仕事も別のところでもやり始めたところという中でこういったことをございますので、当然、次をやりますと、このレベルを維持するというのは、難しいかもしれませんが、26年度並みぐらいでの競争というのは残るのかなという。

○石堂主査 いや、ですから、3者が参加してくれて、今までとっていたところも、今までどおりじゃ危ないぞというので思い切り下げたという、それは一種の市場の競争原理が効いたとも言えると思うんですね。ただ、いかにも今までの1年分で3年やりますというのは極端ですから、この価格について、国交省として慎重に判断して、今後進めていくというところを押さえておきたいなと思います。

○坂課長 わかりました。当然私どもも、こういった業務をしっかりと継続的にできるか、それから、当然まだこの契約につきましては、ちゃんとチェックをしながらこれまではやっておりますので、そういった意味では質の管理というんですかね、監督というものはしっかりとやっていった上で、次の契約のときにもこの質をしっかりと維持できるような体制なり、それから入札時の説明というのは、しっかりとしていきたいなと思っております。

○石堂主査 ですから最後、評価のまとめのところに、価格と質の確保の関係について十分に検討した上で進めていくという表現を入れてもらったらいかなと思うのですがね。

○事務局 かしこまりました。

○井熊副主査 私も今座長が言われたように、こここのところの、ある意味、成果が出過ぎちゃったみたいなのところもあって、26年度なんかは逆算すると、国交省さんもこの結果にあまり自信がないのか、落札された価格をベースに予定価格を決めていないですね。26年度の、これもガッと下がった価格をベースに、次の年度の予定価格を決めていないので、国交省さん自体が、この競争の結果出てきたコストに対して、十分自信を持たれていないということだと思うんですね。

それで、先ほどお話しになった船のコスト計上の問題なんかは、私的な資産をこういう役務にただで使うことがいいのかどうかということもありますし、公共事業とか、こうい

う公的な発注というのは、何でもかんでも安ければいいというものではなく、皆さんが同じ土俵で競争するというのが、継続的な事業の公正さというか、それを維持するためには重要なことということで、次回やっていくときには、そういうコスト的にもきちんとみんなが同じ土俵の上で勝負できるような提案の仕組みとか、そういうのをお考えになったほうがいいのかもしれないと思います。

○石堂主査 ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○若林専門委員 すいません、同じ点なんですけれども、この24.33%という実績を見て、今後の他社が参加するのを、それだけでちゅうちょするということが出てくるんじゃないかと思いますので、現在の競争性はすばらしいと思うんですけれども、ぜひ入札参加の呼びかけのほうも、入札での説明だけでなく、そちらももしかすると今まで以上に苦心していただく必要があるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○石堂主査 よろしいでしょうか。

それでは、本事業の評価（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局は何かございますか。

○事務局 ございませぬ。

○石堂主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、監理委員会に報告するようにお願いいたします。

では、本日はどうもありがとうございました。

（国土交通省退室）

— 了 —